

# 小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱

令和元年6月10日

告示第9号

改正 令和3年3月31日告示第56号

(趣旨)

第1条 本市は、新潟県総合計画及び小千谷市総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、新潟県と共同して実施する移住・就業支援事業及び起業支援事業（以下「本事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、当該移住支援金の交付については、新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住とは、本市へ住民票を異動し、生活の本拠を本市へ移すことをいう。
- (2) 中小企業等とは、補助金の対象として新潟県が選定した法人であって、新潟県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 条件不利地域とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 起業支援金とは、県実施要領に基づき新潟県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円、

単身の申請の場合にあつては60万円とする。

(対象者要件)

第4条 移住支援金の対象者は、県実施要領に定める交付要件を満たす者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、新潟県が県実施要領に従い実施する起業支援事業の対象となった者にあつては、1年以内に当該事業に係る起業支援金の交付決定を受けているものとする。

2 県実施要領に定める本市の関係人口の対象範囲については、移住前に次に掲げる事項のいずれかに該当するものと認められる者とする。

ア おぢやファンクラブに登録していること。

イ 当市にふるさと納税を複数回寄付していること。

ウ おぢやオンラインガルテンふれあいの里滞在型農園の利用経験があること。

エ 当市の移住体験ツアーに参加経験があること。

オ 当市公式LINEアカウントに登録し、移住相談を行っていること。

カ 関係人口拡大推進事業の名簿に登録していること。

(交付の申請)

第5条 申請者は、移住支援金交付申請書（様式第1号）、就業証明書（移住支援金申請用）（様式第2号）又は起業支援金の交付決定通知書の写しその他必要な書類を市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 審査の結果支援金の交付を不相当と認めるとき、又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可であるときは、移住支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知する。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請日から3月以内に移住支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(再行交付決定及び通知)

第9条 市長は前条に規定する再交付願いを受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書(再交付)(様式第6号)により、申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第10条 新潟県及び本市は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、本事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 本市は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(移住支援金の支給・返還に係る情報提供)

第12条 市長は、前条に規定する返還請求があったときは、移住支援金の申請情報、移住支援金受給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに新潟県に提供するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 市長は、この要綱の施行後4年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年2月6日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第4条第1号のアの規定は、この要綱の適用日以降に転入した者に適用し、この要綱の適用日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年3月3日から適用する。

様式第1号 (第5条関係)

小千谷市長 あて

年 月 日

移住支援金交付申請書

小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名	印	年 月 日	
住所	〒	電話 番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		2人以上の 世帯	世帯の場合は同時に移住した世帯員の 人数 (申請者は含まない。)	人
移住支援金 の種類		就業		起業		

3 各種確認事項 (該当する欄に○を付けてください。) ※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」 に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「移住・就業等支援事業に係る個人情報の取 扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、小千谷市に居住し、 かつ就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(2人以上の世帯の場合は世帯員全てが) 暴力団 等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有す る者でないことについて		A. 該当する		B. 該当しない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担 うものとの関係		A. 3親等以内の親族 に該当しない		B. 3親等以内の親 族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 小千谷市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令 である

※各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京特別区への通勤をしていた者に該当する場合のみ記載) 東京特別区への在勤履歴  
 ※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京特別区への在勤後、移住前に東京特別区以外での在勤履歴があれば併せて記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他 (                      )

※添付書類

【必要な書類等】

- ①写真付き身分証明書の写し
- ②移住元の住民票除票の写し (2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は、世帯員分を含む。)
- ③振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ④就業先企業等の就業証明書又は起業支援金の交付決定通知書の写し

【場合により必要となる書類】

<雇用される者として東京特別区以外の東京圏から東京特別区への通勤をしていた場合>

- ⑤東京特別区において勤務していた企業等の就業証明書等  
 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)  
 ※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可

<個人事業主等で、東京特別区以外の東京圏から東京特別区への通勤をしていた場合>

- ⑥開業届出済証明書等 (移住元での在勤地を確認できる書類)
- ⑦個人事業等の納税証明書 (移住元での在勤期間を確認できる書類)

<東京圏から東京特別区内の大学に通学し、東京特別区内の企業等へ就職した場合>

⑧卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）

⑨東京特別区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

<要件を満たす就業をした場合>

⑩就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日当を確認できる書類）

<要件を満たす起業をした場合>

⑪起業支援金の交付決定通知書の写し

<テレワークの要件に該当する場合>

⑫所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）

<市町村が移住支援事業の対象として認める関係人口の場合>

⑬当該関係人口であることを証する書類等

管理コード（新潟県及び小千谷市使用欄）	
---------------------	--

小千谷市長 あて

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者名

印

就業証明書 (移住支援金申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所	
勤 務 先 所 在 地	
勤 務 先 電 話 番 号	
就 業 年 月 日	
応 募 受 付 年 月 日	
雇 用 形 態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない
	<input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

小千谷市移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、小千谷市及び新潟県の求めに応じて、小千谷市及び新潟県に提供することについて、勤務者の同意を得ています。



小千谷市長 あて

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者名

印

就業証明書 (移住支援金申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所 ( 移 住 前 )	
勤 務 先 住 所 ( 移 住 後 )	
勤 務 先 部 署 の 所 在 地	
勤 務 先 電 話 番 号	
移 住 の 意 思	所属先企業等からの命令 ( 転勤、出向、出張、研修等含む ) ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

小千谷市移住・就業等支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、小千谷市及び新潟県の求めに応じて、小千谷市及び新潟県に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

小千谷市長

移住支援金交付決定通知書

小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 \_\_\_\_\_ 円

・振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、お届いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

(備考)

1 小千谷市は、小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第11条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・虚偽の内容で申請を行っていたことが判明した場合：全額
- ・申請日から3年未満に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：全額

- ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：半額

(就業の場合)

- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

2 小千谷市は、小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第10条の規定に基づき、新潟県移住・就業等支援事業が適切に実施されたかどうかなどを確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード（新潟県及び小千谷市使用欄）	
---------------------	--

年 月 日

様

小千谷市長

移住支援金不交付決定通知書

小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付しないことに決定しましたのでお知らせいたします。

不交付の理由

小千谷市長 あて

移住支援金交付決定通知書再交付願

小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第8条の規定に基づき、移住支援金交付決定通知書の再交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名	印	年 月 日	
住所	〒	電話番号	
再交付を申請する理由			

※添付書類

【必要な書類等】

写真付き身分証明書の写し

管理コード (新潟県及び小千谷市使用欄)	
----------------------	--

年 月 日

様

小千谷市長

移住支援金交付決定通知書（再交付）

小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第4条の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 \_\_\_\_\_ 円

・振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、お届けいただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 小千谷市は、小千谷市移住・就業支援事業における移住支援金交付要綱第11条の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
  - ・虚偽の内容で申請を行っていたことが判明した場合：全額
  - ・申請日から3年未満に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：全額
  - ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
  - ・申請日から3年以上5年以内に小千谷市以外の市区町村に転出した場合：半額（就業の場合）
  - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 2 小千谷市は、小千谷市移住・就業等支援事業における移住支援金交付要綱第10条の規定に基づき、新潟県移住・就業等支援事業が適切に実施されたかどうかなどを確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容で申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- この通知書はフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - 移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
  - 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
  - 移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード(新潟県及び小千谷市使用欄)	
---------------------	--